

T O K I M E K I と き め き プラス

2020.
10

東久留米市男女共同参画都市宣言 20周年!!

東久留米市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
生まれたときから平等です
性別に関係なく
年齢に関係なく

わたしたちは
互いに人権を尊重し 責任を分かちあいます
家庭でも
学校でも
職場でも
地域でも

わたしたちは
さまざまな分野に参画して
個性と能力をいかし
一人ひとりが輝く
差別のない社会をきずきます

わたしたちは
水と緑に恵まれた このまちを受けつぎ
地球の環境をまもり 平和の輪をひろげて
男女がいきいきと暮らす社会をつくります

2000(平成12)年10月1日



2020年 東久留米市は市制施行50周年

東久留米市は、すべての人が、その性別にとらわれることなく、互いの人権を尊重し、また、自らの意思で行動し等しく責任を担い、思いやりを持って生きる社会の実現をめざし、この美しい町とともに、次の世代に引き継ぐために、東久留米市制施行 30 周年を迎えた 2000(平成 12)年に「男女共同参画都市」を宣言しました。

そして市制施行 50 周年の今年、男女共同参画都市宣言も 20 周年を迎えました。

都市宣言に至るまでには男女共同参画のこのような動きがありました

1970 年 -----> 2000 年



【国連】…1975 年 国際婦人年

……1979 年 「女子差別撤廃条約」採択



【日本】……………1985 年 「男女雇用機会均等法」制定

「女子差別撤廃条約」批准

……………1999 年 「男女共同参画社会基本法」制定

【東久留米市】……………1987 年 「男女平等社会を実現するための東久留米市行動計画」策定

……………1996 年 「東久留米市男女平等推進プラン(第 2 次行動計画)策定

……………2000 年「東久留米市男女共同参画都市宣言」

宣言文の作成にあたっては、起草委員会(一般公募男女各 2 名、学識経験者男女各 2 名、計 8 名)を発足させて原案を作成、その後さらに市民の声を広く取り入れるために、市内各所で「出前トーク」を開催し、はがきやファックスでも意見を募りました。

★起草委員の熱き思い★

東久留米市民全員、
小さな子どもにも
わかる文にしたい

人間として輝ける土台を
つくる宣言文にしたい

押し付けではなく、それぞれの
個性と能力を活かせるという
ニュアンスを入れたい

男女共同参画都市宣言 20 周年 記念イベントを開催します！

日時:令和 2 年 12 月 13 日(日)

14:00~

場所:市民プラザホール(市役所 1 階)

*詳しくは「広報ひがしくるめ11月15日号」、
市のホームページなどをご覧ください。

令和 3 年 3 月 31 日発行の

「ときめき 65 号」は

「東久留米市男女共同参画

都市宣言 20 周年」を

特集します。

<「東久留米市男女共同参画宣言」文案>

ひとは生まれたときから平等です
性別に関係なく
年齢に関係なく

家庭でも
学校でも
地域でも
職場でも
対等に活動し、ともに責任を分担する社会をめざします

年齢と分野を越えて参加した起草委員の方たちが作成した「文案(宣言文の原案)」に、広く市民の声が反映された宣言文は、始めから終わりまで市民の手によってつくり、親しみのある言葉でつづられたものとなりました。

★「出前トーク」参加者の声 ★

相互に認めあい、補いあう関係
(対等・平等)を表現したい

「職場」と「地域」を
入れ替えてもいい

「責任と分担」という書き方は、
何か責任を分担し役割を分担する
という感覚になる。
逆に「分担」をやめると、
より平等という感覚になる気がする

「ともに責任を分かち合う
社会を目指します」
というのはどうか

対等、権利、責任も大事。
人権としての尊重が大事。
「尊重し合う」ということを
入れてほしい

子どもたちにも分かる
ような平易な文で

家事・育児の大半は女性が担っているのが
現状。女と男が平等に働くには家庭、地域での
支えが必要であり、宣言がそういう状況改善の
きっかけになったらいい

「責任を～」のあたりに
お互いに助け合い尊重し合う、
というような人とのふれあいの
ニュアンスが入るといい

「お互いに分担することが責任」
だとすると、現実的で前向きに考える
スタートになるのでは

文章そのものはいいが、
宣言後どうするかが問題

「東久留米らしさ」例えば、
“知恵を湧水のように集めて”
等の文章を入れてほしい

平等になるのなら
責任を持つべき

新たな舞台で 男女が参画 男女が活躍

ともに認め合い ともに暮らしをつくるまち 東久留米市

市では今「東久留米市第3次男女平等推進プラン〔2017(平成29)年度～2022(平成34)年度〕」に基づき、「男女がいきいきと暮らす社会」をめざして、取り組みを進めています。





男女平等推進センターの専門相談をご利用ください

- ・相談無料
- ・秘密厳守

女性の悩みごと相談 <女性限定>
相談日：原則毎週月曜日
時間：10:30～16:30

女性弁護士による法律相談
相談日：原則毎月第1金曜日
時間：9:30～12:30

*日程の詳細は、毎月広報 15 日号(1 月は 7 日号)に掲載しています。
*どちらの相談も予約制(先着順)です。詳しくはフィフティ・フィフティにお問い合わせください。

その他にも相談できる窓口があります

★配偶者や恋人などから「暴力を振るわれている」「辛い」と感じていたら……

★さまざまな悩みや不安な気持ちを相談したいときは……

DV相談^{プラス} 内閣府

つなぐはやく
24時間電話相談 0120-279-889

SNS相談・メール相談
12:00-22:00 随時受付 ※外国語対応あり
<https://soudanplus.jp/>



「いのちの電話」 日本いのちの電話連盟
☎ 0570-783-556 (10:00～22:00)
☎ 0120-783-556 (16:00～21:00)
↑ (毎月 10 日は 8:00～翌日 8:00)

「こころの健康相談統一ダイヤル」 厚生労働省
☎ 0570-064-556 (東京都は 14:00～翌日 5:30)

「よりそいホットライン」
☎ 0120-279-338 (24 時間いつでも)

☎ LINE「生きづらびっと」友だち登録

男女平等推進センター(フィフティ・フィフティ)は

男女共同参画について知ることができる市の施設です。
市役所の 2 階にあり、だれでも利用できます。

○ 情報提供

講座やイベント、相談先などの情報が満載です。

▽ 情報誌「ときめき」の発行

年 2 回(3 月末・9 月末/今年度は 3 月末のみ)発行。
市内公共施設や東久留米駅で配布しています。
市ホームページにはバックナンバーも掲載しています。

□ 図書コーナー

本や資料が読めます。貸し出しもしています。
(要利用者登録、1 回 2 冊、2 週間まで)

▽ 交流スペース

本の閲覧やグループの打合せなどに！
男女共同参画に関連した活動に使える
フリースペースです。

○ 専門相談(予約制)

「女性の悩みごと相談」
「女性弁護士による法律相談」
を行っています。

東久留米市男女平等推進センター
(愛称:フィフティ・フィフティ)

所在地:東久留米市本町 3-3-1
東久留米市役所 2 階

電話:042-472-0061

E-mail:fifty2@city.higashikurume.lg.jp

開館時間:午前 9 時～5 時

休館日:土曜日、日曜日、祝日

年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)



東久留米市男女平等推進センターHP

